

## 令和5年第4回定例記者会見 要旨

日時：2023年11月21日(火) 午後2時～

場所：神栖市役所本庁舎 301会議室

### ■主な議案の説明（総務部長）

私からは、令和5年第4回神栖市議会定例会へ提案いたします議案の中から、主な議案につきまして、説明をさせていただきます。

議案第1号につきましては、「神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部を改正する条例についてであり、現在、生活保護については、国の法律においてマイナンバーの利用が認められている事務でございますが、外国人生活保護につきましては、生活保護に準じ各自治体で実施している事務であり、法律ではマイナンバーを利用できる事務として定められてないことから、当該事務でマイナンバーを利用するため、本条例中に独自利用事務として規定するため所要の改正を行うものです。

次に、議案第3号につきましては、「神栖市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例についてであり、令和5年人事院勧告等の趣旨に鑑み、特別職の期末手当を0.1月分引き上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第4号につきましては、「神栖市職員の給与に関する条例及び神栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の一部を改正する条例についてであり、令和5年人事院勧告等の趣旨に鑑み、大卒初任給を11,000円、高卒初任給を12,000円引上げるほか、若年層に重点を置きながら、全ての級・号給の平均で1.1%の引上げを行うものです。

また、期末・勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げるほか、在

宅勤務等手当の新設など所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号につきましては、「神栖市会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例についてであり、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

### ■補正予算の説明（企画部長）

私からは、令和5年第4回神栖市議会定例会に提案いたします議案の中から、補正予算についてご説明申し上げます。

提案する補正予算は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、及び下水道事業会計でございます。

補正予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせまして、10億8,249万1千円を増額し、補正後の額を650億9,018万7千円とするものです。

水道事業会計では、配水管拡張工事に伴う国庫補助金が前倒しで交付されるため、令和6年度施工予定の工事費について補正するなど、収益的支出について251万5千円、資本的収入について1億8,000万円、資本的支出について3億7,938万7千円増額し、補正後の額をそれぞれ29億2,488万4千円、8億8,536万6千円、18億8,208万1千円とするものでございます。

下水道事業会計は、土合第3汚水中継ポンプ場電気設備修繕工事について、令和5年度から7年度まで3年間の債務負担行為を設定するものでございます。

## 「まちなのにぎわいづくり事業」

息栖神社周辺拠点施設整備について、施設の概要や整備スケジュール等を説明します。

### 1. 事業概要

#### (1) 目的

当市が誇る歴史ある息栖神社の魅力を向上させ、市内外から多くの方に訪れていただくことにより、交流人口等の拡大による地域の活性化を図るため、市の魅力を伝え発信する拠点施設整備を行うものです。

#### (2) 拠点施設整備の内容

①市の魅力や観光地を案内する情報発信スペース、②市の特産品や農水産物を販売する物販スペース、③二階からの眺望を活かした飲食スペース、④常陸利根川の景色を見渡せるテラスとなっています。

この他にも息栖地区の歴史などを紹介する展示スペース、訪れた方々が休憩するためのカフェ施設、テイクアウトできる軽食を提供する出店スペースなどを整備します。

#### (3) 施設概要

敷地面積は1,073.48平方メートル、構造は木造2階建て、建築面積は546.75平方メートル、延べ床面積は688.76平方メートルとなっています。

#### (4) 補正予算額

こちらは、施設の建築に係る予算額で、令和5年度内に事業者を決定したいため、本定例会に補正予算を計上するものです。

歳出が6億5,508万3千円、内訳は建設工事費が6億2,968万4千円、工事監理業務委託料が1,746万6千円、設計意図伝達業務委託料が795万3千円となっております。なお、工期末は令和6年度末の予定のため、繰越明許費を設定しております。

財源につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、補助率は対象経費の2分の1で、3億1,482万2千円を見込んでいます。

### 2. 整備スケジュール

本体工事は、交付金に国の令和5年度補正予算が充てられており、令和7年度への繰越ができないため、令和6年度中に建物本体の工事を完了させる必要があります。このため、事務手続等にいち早く着手し、必要な工期を確保できるよう、本定例会に

補正予算を上程するものです。

付帯設備工事は、施設の運営を指定管理者に行わせることを想定しています。内装や商品棚等の付帯設備については、設計に指定管理者の意向を反映できるよう、令和6年度に設計を行い、令和7年度前半に着工の予定となっています。

指定管理手続は、令和6年6月定例会で、当施設に係る設置及び管理に関する条例について上程し、承認をいただいた後に管理者の募集を行い、12月定例会で決定、令和7年9月頃を目途に施設をオープンしたいと考えています。